

令和2年8月5日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 間野裕九


令和元年（行ウ）第3号 公文書非開示決定処分取消請求事件

口頭弁論終結日 令和2年6月17日

判 決

5 山口県岩国市今津町2丁目17-16

原 告 井 原 勝 介

山口県岩国市今津町1丁目14-51

被 告 岩 国 市

同代表者兼処分行政庁 岩国市長 福田良彦

10 同訴訟代理人弁護士 奥 憲 治

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事実及び理由

15 第1 請求

処分行政庁が、原告に対し、平成30年1月25日付けで行った「愛宕山運動施設（愛宕スポーツコンプレックス）の共同使用に伴う現地実施協定書（平成29年10月20日付け）」と題する文書を非開示とする決定を取り消す。

第2 事案の概要

20 本件は、原告が、平成30年1月12日付け、岩国市情報公開条例（平成18年3月20日岩国市条例第20号。以下「本件条例」という。）に基づき、処分行政庁に対し、「愛宕山運動施設（愛宕スポーツコンプレックス）の共同使用に伴う現地実施協定書（平成29年10月20日付け）」（英文で構成された文書及びその和文仮訳文書。以下両文書を総称して「本件対象文書」という。）の開示請求をしたところ、本件条例7条6号柱書き、同号イ及び同条7号に該当するとして、平成30年1月25日付け、非開示決定処分（以下「本件非開示決定」）

という。)を受けたため、その取消しを求める事案である。

1 関連法令等

本件に関する法令等の定めは別紙記載のとおりである(同別紙において定めた法令等の略称は、以下の本文においても用いる。)。

5 2 前提事実(後掲証拠及び弁論の全趣旨によって容易に認められる事実)

(1) 被告は、処分行政庁の所属する地方公共団体であり、処分行政庁は、本件条例2条1号の実施機関である。

(2) 愛宕山運動施設(愛宕スポーツコンプレックス)は、山口県岩国市愛宕町所
在の国有財産であるFAC4092岩国飛行場の一部に設置された運動施設
であり、日米安全保障条約及び日米地位協定に基づき、日本国(以下「国」と
いう。)がアメリカ合衆国軍隊(以下「米軍」という。)に使用を許した国有財
産である(甲15、乙11)。

(3) 被告は、平成29年8月24日、防衛省所管国有財産部局長中国四国防衛局
長(以下「中国四国防衛局長」という。)に対し、愛宕山運動施設(愛宕スポー
ツコンプレックス)のうち、野球場を主要施設とする172,149.84m²
の土地及び同土地上の立木竹、建物及び工作物(以下「本件施設」と総称する。)
について、日米地位協定2条4項(a)の規定に従い、都市公園施設として共同使
用することを目的として、国管法4条1項に基づく一時使用許可の申請をした。

国は、同年9月8日、米軍に対して本件施設の共同使用を要請し、同年10
月5日、日米合同委員会において、日米地位協定2条4項(a)に基づき、被告に
条件を付した上で本件施設を米軍と共同使用させることが合意された。

これを受け、中国四国防衛局長は、同年10月20日、被告に対し、国管法
4条1項に基づき本件施設の一時使用を許可した。なお、上記使用許可に際し、
① 中国四国防衛局長は、日米地位協定2条4項(a)ただし書の合意(当該合意
に基づき締結された現地協定を含む。)に基づき米軍から通告があったとき
は、許可の取消し又は変更を行う。

② 中国四国防衛局長は、被告が使用の許可の条件に違反したときは、許可の取消し又は変更をすることができる。

③ 被告は、本件施設の使用に当たっては日米地位協定2条4項(a)ただし書の合意（当該合意に基づき締結された現地協定を含む。）に従わなければならぬ。

等の条件が付されている。

（甲4，15，乙11）

(4) 処分行政庁は、平成29年10月20日、中国四国防衛局長の立会いの下、
10 米海兵隊岩国航空基地司令官との間で、本件施設を共同使用区域とし、同区域内の施設を被告と米軍が共同使用するに当たっての利用条件や管理運営等の具体的な取扱いについて、日米地位協定2条4項(a)ただし書の合意に基づく現地実施協定（以下「本件協定」という。）を締結した。

本件対象文書は、本件協定締結の際に作成された本件協定の内容を記載した文書（英文で構成された文書及びその和文仮訳文書）であり、以下の趣旨の記載がある。

ア 本件協定は、関係する当事者間の合意なしに公表してはならない。

イ 本件協定の有効期間は、日米合同委員会の承認日から5年間とするが、相互の合意により改正又は改定することができる。

（甲13ないし15）

(5) 被告は、米軍（米海兵隊岩国航空基地）及び防衛省中国四国防衛局の了解を得て、本件協定締結後に、岩国市議会議員等に対し、本件協定の概要を記載した「愛宕スポーツコンプレックス共同使用に伴う現地実施協定の概要」（以下「概要版」という。）を示し、これを公開した（甲13ないし15）。

概要版の公開は、処分行政庁が本件協定の締結に至る交渉に際し、米軍に対して本件対象文書を公開することへの同意を求めたが、米軍が公開に同意しなかつたため、本件対象文書の市民利用に関する部分を公開する手段として行わ

れたものであった（甲4、6）。

(6)ア 処分行政庁は、平成29年10月25日、訴外第三者から本件条例6条1項に基づく本件対象文書の開示請求がされたため、同月31日、米軍（米海兵隊岩国航空基地）及び防衛省中国四国防衛局に対し、本件条例15条1項に基づき、本件対象文書の開示に関する意見照会を行った（甲4、乙7、8）。

5

イ 米軍（米海兵隊岩国航空基地）は、平成29年11月21日、前記意見照会に対し、本件対象文書が同年10月5日付け日米合同委員会合意に直接関係し、またその一部をなすものであることから開示してはならないし、部分的な開示であっても、今後の米軍の手続、運用又は合意事項に支障をきたすため、開示に合意できない旨の意見書を提出した（乙7）。

10

ウ 中国四国防衛局長は、平成29年12月21日、前記意見照会に対し、本件対象文書は、他国の関係機関との調整により公にしない旨の要請を受けたものであり、公にすることで当該他国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律5条3号に該当し、また、在日米軍の施設・区域の共同使用に関する交渉に係る事務に関し、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、同条6号（柱書き、口）に該当することから、本件対象文書の全部を開示とするよう要望する旨の意見書を提出した（乙8）。

15

(7) 原告は、平成30年1月15日、本件条例6条1項に基づき、本件対象文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った（甲1、2）。

20

(8) 処分行政庁は、平成30年1月25日、本件開示請求について、本件条例7条6号柱書き、同号イ及び同条7号に該当するとして、本件条例11条2項に基づき本件非開示決定を行い、同月26日、原告はその通知（以下「本件通知」という。）を受けた（甲2、3）。

25

本件通知には、本件非開示決定の根拠規定である本件条例7条6号柱書き、同号イ及び同条7号が示されるとともに、本件対象文書に含まれる情報がそれ

らの規定に該当する理由として、関係当事者から開示に反対の意向が示されており、そのような状況で本件対象文書を開示した場合には、被告と関係当事者との協力関係及び信頼関係が著しく損なわれること、本件施設の使用許可が取り消され、被告における事務及び事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすこと、被告が今後予定している陸上競技場等の共同使用に伴う現地実施協定の締結や本件協定の更新に著しい支障を及ぼし、当該契約又は交渉に係る事務に関し、被告の当事者としての地位を不当に害することなどが記載されていた（甲2）。

5 (9) 原告は、平成30年2月19日、本件非開示決定について審査請求を行ったが、平成31年3月19日、同請求は棄却された（甲3、14）。

10 (10) 原告は、令和元年9月11日、本件訴えを提起した（顕著な事実）。

3 爭点及び争点に関する当事者の主張の要旨

(1) 本件非開示決定の理由付記に不備があったか。

ア 被告の主張

本件非開示決定の理由は本件通知に記載されているとおりであり、理由付記に不備はない。

イ 原告の主張

本件通知には、本件非開示決定の理由として本件条例7条6号柱書き、同号イ及び同条7号の3つの規定が記載されているが、本件条例7条各号は公文書に含まれる情報に関して非開示情報該当性を定めるものであり、公文書自体を非開示とすることの根拠とはならず、また、法令の規定は原則として重複しないように整理されており、一つの情報が同時に要件の異なる3つの規定に該当することは理論上あり得ない。また、本件通知には、本件条例8条に基づく部分開示に関する判断も記載されていない。

したがって、本件非開示決定は、理由付記の要件を欠き、違法である。

25 (2) 本件対象文書に記載されている情報が、本件条例7条6号柱書き、同号イ又は同条7号の非開示情報に該当するか。

ア 被告の主張

(ア) 米軍及び国との協力関係又は信頼関係の著しい棄損（本件条例7条7号）

本件協定には、本件協定に関する当事者間の合意なしに公表してはならない旨の合意が含まれているところ、当事者である米軍（米海兵隊岩国航空基地）及び防衛省中国四国防衛局は、本件対象文書の開示について反対している。

被告は、米軍基地の所在する自治体として、基地の安定的な運用に協力してきており、日米の相互理解と親善を深める交流や取組を積極的に行い、各分野で基地を積極的に活用してきたものである。しかるに、本件協定に關係する当事者の合意なく、被告が本件対象文書を開示すれば、米軍及び国との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれることは明らかであり、その結果、将来の交流や取組に影響が生じることは明確かつ必至である。

したがって、本件対象文書に記載されている情報は、本件条例7条7号所定の非開示情報に該当する。

(イ) 事務又は事業の適正な遂行への著しい支障（本件条例7条6号柱書き）

愛宕山運動施設（愛宕スポーツコンプレックス）は、住民の福祉増進を目的とする公の施設であり、その設置及び管理に関する情報は、本件条例7条6号柱書きに規定する「本市の機関」「が行う事務又は事業に関する情報」に該当する。

被告は、国管法4条に基づき、国から本件施設の一時使用の許可を受け、同許可において、本件協定を含む現地協定に従うことが条件とされている。しかるに、米軍（米海兵隊岩国航空基地）及び防衛省中国四国防衛局が本件対象文書の開示に反対している状況において、本件協定に反して一方的に本件対象文書を開示すれば、本件施設の一時使用許可が取り消されるおそれがあり、使用許可が取り消されれば、日米の交流を推進し、相互理解を深めることの妨げになるだけでなく、本件施設を利用できなくなること

で市民に不利益を与えることになる。

したがって、本件対象文書を開示することは、地方自治法に定められた住民の福祉増進を目的とする公の施設の設置又は管理という被告の事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすことは明確かつ必至であるから、本件対象文書に記載された情報は、本件条例7条6号柱書きに該当する。

(ウ) 契約又は交渉に係る事務に関する被告及び国の当事者としての地位に対する不当な危害（本件条例7条6号イ）

本件非開示決定当時、被告は、愛宕山運動施設（愛宕スポーツコンプレックス）のうち、国による整備が進められていた陸上競技場を主要施設とするエリア（以下「陸上競技場エリア」という。）について、米軍及び国との間で共同使用に向けた協議交渉を行っている状況であった。前記(ア)のとおり米軍（米海兵隊岩国航空基地）及び防衛省中国四国防衛局が本件対象文書の開示に反対している状況において、本件協定に反して一方的に本件対象文書を開示すれば、陸上競技場エリアの共同使用に向けた交渉、さらには将来行われるべき本件協定の更新又は改定に際しての交渉に支障が出ることも明らかである。

したがって、本件対象文書を開示することは、契約又は交渉に係る事務に関し、被告の当事者としての地位を不当に害することになるから、本件対象文書に記載された情報は、本件条例7条6号イ所定の非開示情報に該当する。

さらに、前記(ア)のとおり米軍（米海兵隊岩国航空基地）及び防衛省中国四国防衛局が本件対象文書の開示に反対している状況において、本件協定に反して一方的に本件対象文書を開示すれば、本件施設に限らず、国における在日米軍施設及び区域の共同使用に係る交渉事務に支障を来すことは明白であるから、交渉に係る事務に関し、国の当事者としての地位を不

5 当に害するものとして、本件対象文書に記載された情報は本件条例 7 条 6 号イ所定の非開示情報に該当する。

10 イ 原告の主張

(ア) 本件協定は、米軍提供地域の日米共同使用の条件を定めるものであり、必然的に市民の権利利益に影響を与え、実施に当たっては多額の予算を必要とするので、地方自治法 96 条に基づき議会の議決事項とされる事項と同等かそれ以上の重要な意思決定であるから、地方自治の原則に立ち返り、議会に諮る必要がある。にもかかわらず、本件協定の内容を記した本件対象文書は、議会に提示されなかったのであるから、本件協定の締結には重大な瑕疵があり、処分行政庁が本件協定を締結したのは権限の濫用である。したがって、本件協定は、本来公開されるべきものであり、本件協定の内容を記載した本件対象文書を非開示とする被告の主張は、法的保護に値しないから、本件対象文書に記載された情報が本件条例 7 条各号に該当することはない。

15 また、本件条例 7 条 6 号柱書き、同号イ及び同条 7 号に関する被告の主張は次の理由により失当である。

(イ) 本件条例 7 条 7 号該当性について

20 同号の「市の機関と市の機関以外のものとの間における協議、依頼等により実施機関の職員が作成し、又は取得した情報」とは、協議等の過程で職員により作成された記録や関連資料などをいうのであり、本件対象文書のように外部機関との法律関係に関して確定した文書は、これに当たらない。

25 また、同号の「公にすることにより、市の機関と関係当事者との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがある」かどうかは、対象文書に記載された情報の内容や性質に照らして、「協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれ」が具体的かつ実質的に認められなければならない

ところ、概要版が公開されて本件協定の主要部分が既に公知の事実となつた状況であるにもかかわらず、被告は、米軍及び国が公開に反対の意見を出していることを根拠に当該「おそれ」があると主張するのみであり、当該「おそれ」があることについて具体的な根拠を示していない。

5 (ウ) 本件条例7条6号柱書き該当性について

本件条例7条6号柱書きは、事務又は事業の性質上、事前に情報を開示することで、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼす場合に適用される規定であるから、都市公園の共同使用という一般事務には適用がなく、米軍及び国が公開に反対していることは事務又は事業の性質とは関係がないし、本件対象文書は既に確定した文書であり、事前に情報を開示する場合には当たらない。

また、被告が主張する事務又は事業への支障は、不確定要素の多い推測にすぎず、仮定を重ねた蓋然性のないものである。

15 (エ) 本件条例7条6号イ該当性について

本件条例7条6号イは、契約や交渉等に係る事務に関し、対象文書を開することで、手の内を相手に明かすことになる事態を防ぐための規定であり、本件対象文書のように当事者間で確定的に合意した文書には適用されない。

そして、本件協定が既に確定したのであるから、本件協定の締結交渉が不利になることはなく、また、本件協定の当事者は国ではなく被告であるから、本件協定の内容を記した本件対象文書を開示することによって、契約又は交渉に係る事務に関する被告及び国の当事者としての地位に対する不当な危害が生じることはない。

20 (3) 本件条例8条1項に基づく部分開示義務違反があったか。

25 ア 被告の主張

米軍（米海兵隊岩国航空基地）及び防衛省中国四国防衛局は、本件対象文

書の部分開示についても反対しており、部分的であっても本件対象文書を開示することは、被告と米軍及び国との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあり（本件条例7条7号）、また、公の施設の設置又は管理という被告の事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれや（本件条例7条6号柱書き）、被告の契約又は交渉及び国の交渉に係る事務に関して当事者としての地位を不当に害するおそれがあることから（本件条例7条6号イ）、本件対象文書に記載された情報はその全体が非開示情報に該当する。

仮に、概要版として公表された情報が本件条例所定の非開示情報に該当しないとしても、本件対象文書は英文と和文の仮訳が不可分一体となった文書であるところ、英文で構成された文書につき、概要版記載の情報に対応する部分を区別して抽出することは困難であり、本件対象文書から非開示情報を区分して除くことはできない。

したがって、本件対象文書に記載された情報の全てを非開示とした本件非開示決定は、本件条例8条1項に違反するものではない。

15 イ 原告の主張

概要版に記載された情報は公知の情報であり、本件対象文書に記載されている情報のうち概要版に記載された情報に相当する部分は非開示情報には該当しないし、本件対象文書には、標題や署名者など、非開示情報に該当しないものも含まれている。また、本件対象文書のうち、非開示情報を区分するのは容易である。

したがって、本件対象文書のうち概要版に記載された情報は部分開示されるべきである。

第3 当裁判所の判断

1 本件非開示決定の理由の付記について

25 本件条例11条3項は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対して非開示決定の通知書に理由を付記しなければならない

旨を規定している。これは、非開示理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨と解され、このような理由付記制度の趣旨に鑑みれば、公文書の非開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、対象文書に記載された情報が、本件条例7条各号所定の非開示情報のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならない。

本件非開示決定については、前提事実（前記第2の2(8)）のとおり、本件通知において、本件非開示決定の根拠として本件条例7条6号柱書き、同号イ及び同号7号が示され、当該各規定に該当する理由が具体的に記載されているので、本件通知に理由付記の不備はないことは明らかである。また、原告は、本件通知には本件条例8条の部分開示に関する判断が示されていない旨主張するが、本件非開示決定は本件対象文書を全部非開示とするものであり、その理由として本件通知に記載された内容によって、処分行政庁が本件対象文書に記載された情報の全てを非開示情報に該当すると判断したこと及びその根拠を了知し得るから、原告の主張は採用できない。

なお、原告は、一つの情報が同時に本件条例7条6号柱書き、同号イ及び同号7号という複数の非開示情報に該当することは理論上あり得ないとも主張するが、当該主張は、そもそも本件非開示決定の理由付記に係る手続上の違法をいうものではない上、原告独自の見解といわざるを得ず、およそ当裁判所において採用し得るものではない。

したがって、本件非開示決定の理由付記の不備に係る原告の主張は、採用することができない。

2 非開示情報該当性について

(1) まず、原告は、本件協定の内容を記載した本件対象文書を非開示とする主張は法的保護に値しないとし、その前提として、議会に諮ることなく締結した本

5

件協定には重大な瑕疵がある旨主張するところ、本件条例7条各号の規定に照らし、本件協定を議会に諮ることがなかったことと本件条例7条各号該当性の問題は直接的な関係を有しないものである上、そもそも、処分行政庁が本件協定の締結の可否について議会に諮ることを義務付ける法令はないのであるから、原告の主張は独自の見解であると言わざるを得ない。

10

(2) その上で、本件対象文書に記載されている情報が、本件条例7条7号の非開示情報に該当するか検討すると、前提事実（前記第2の2(4))のとおり、本件対象文書は、本件協定締結の際に作成された本件協定の内容を記載した文書（英文で構成された文書及びその和文仮訳文書）であるところ、本件協定は、処分行政庁が、中国四国防衛局長の立会の下、米海兵隊岩国航空基地司令官との間で締結したものであるから、本件対象文書に記載した情報は、「市の機関と市の機関以外のものとの間における協議、依頼等により実施機関の職員が作成し、又は取得した情報」に該当する（乙2[35ページ]参照）。

15

これに対し、原告は、本件条例7条7号の対象になる文書には、本件対象文書のように外部機関との法律関係に関して確定した文書は含まれない旨主張するが、同号の規定上、そうした限定はされておらず、かえって、同号は、市と市以外の関係当事者との協力関係及び信頼関係を継続的に維持することを趣旨としていることに照らせば、対象文書に記載された情報が法律関係を確定したものであっても、それを開示することによって市と市以外の関係当事者の協力関係又は信頼関係が著しく損なわれる場合に当該情報を非開示することは、当該趣旨に合致するのであるから、原告の主張は採用できない。

20

(3) そして、前提事実（前記第2の2(3)ないし(5))のとおり、処分行政庁は国による条件付き使用許可に基づき、本件施設の共同使用を認められたものであり、本件対象文書は関係当事者の合意がない限り公表しない旨の合意を含む本件協定に従うこともその条件に含まれている上、本件協定の締結に至る過程においては、米軍との間で、本件対象文書に記載された情報の公開の可否の問題を

25

含めた交渉が行われ、処分行政庁はその公開を要望したものの、米軍から同意を得ることができず、その結果として、本件対象文書は関係当事者の合意がない限り公表しない旨が合意された経過があったことを踏まえれば、本件対象文書の開示について、米軍及び国の双方から、本件対象文書全体について開示に反対する旨の意見が提出され、かつ、本件協定後、社会情勢の変化等が生じ得る事実の経過もない状況下で、本件協定に反し、本件対象文書を一部分であつたとしても開示すれば、処分行政庁、米軍、国の三者間の信頼関係が失われるることは明らかであり、本件対象文書に記載された全ての情報は、「公にするこ⁵とにより、市の機関と関係当事者との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるもの」といえる。¹⁰

なお、原告は、「関係当事者」である米軍や国の意向により公文書の開示の可否が決定されるというのは情報公開の原則に根本的に反する旨も主張するが、本件条例7条7号の「協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれ」を判断するための事情として「関係当事者」の意向を考慮することは、むしろ当然であり、こうした判断が情報公開の原則に反するとは解されないから、原告の主張は失当というほかない。¹⁵

(4) よって、本件対象文書に記載された全ての情報は、本件条例7条7号所定の非開示情報に当たる。

3 部分開示義務違反の有無について

原告は、本件対象文書に記載された情報のうち、概要版に記載された公知の情報等については部分開示をすべきである旨主張するが、前記2のとおり、本件対象文書に記載された全ての情報は、本件条例7条7号所定の非開示情報に当たるから、部分開示の要件を定めた本件条例8条1項の「公文書の一部に非開示情報が記録されている場合」に当たらない。

ちなみに、本件条例6条1項に基づき開示請求がされた公文書に記載された情報が非開示情報か否かは、当該情報を開示することによる本件条例7条各号に掲

げる事由の存否によって判断されるのであり、当該情報が公知の情報であるか否かは、その判断の一事情にすぎない。そして、概要版に記載された情報は、米軍及び国の合意を得て公にされたものであるから、当該情報が公知の情報であることは、米軍及び国が反対している本件対象文書の部分開示として開示することによる米軍及び国との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれを解消する事情とはなり得ない。

よって、本件対象文書は、本件条例8条1項に基づく部分開示の対象とはなり得ず、部分開示をしなかった本件処分は適法である。

第4 結論

以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

山口地方裁判所第1部

裁判長裁判官

山口格之

裁判官

道場 康介

裁判官

定松 祐太朗

別紙

第1 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく
施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「日米
地位協定」という。）
5

第2条第1項(a)

合衆国は、相互協力及び安全保障条約第六条の規定に基づき、日本国内の施
設及び区域の使用を許される。個々の施設及び区域に関する協定は、第25条
に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない。「施設及び区
域」には、当該施設及び区域の運営に必要な現存の設備、備品及び定着物を含
む。
10

第2条第4項(a)

合衆国軍隊が施設及び区域を一時的に使用していないときは、日本国政府は、
臨時にそのような施設及び区域をみずから使用し、又は日本国民に使用させる
ことができる。ただし、この使用が、合衆国軍隊による当該施設及び区域の正
規の使用の目的にとつて有害でないことが合同委員会を通じて両政府間に合
意された場合に限る。
15

第2 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく
施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴
う国有の財産の管理に関する法律（以下「国管法」という。）
20

第2条（無償使用）

国は、協定を実施するため国有の財産を合衆国の軍隊の用に供する必要があ
るときは、無償で、その用に供する間、合衆国に対して当該財産の使用を許す
ことができる。

第4条第1項（一時使用等の許可）

国は、第2条の規定により合衆国に使用を許した国有の財産について、協定

第2条第4項(a)の規定に基き、その用途又は目的を妨げない限度において、他の者にその使用又は収益を許すことができる。

第3 岩国市情報公開条例（本件条例）

第1条（目的）

この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政情報の公開を請求する権利を明らかにすること等情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市民の市政参加を一層促進するとともに、市の諸活動を市民に説明する責務を果たし、市政運営における透明性の向上を図り、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。

第2条（定義）

1 実施機関

市長、議長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者をいう。

2 公文書

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア及びイ 略

第5条（開示請求権）

何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が保有する公文書の開示を請求することができる。

第6条（開示請求の手続）

1 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

5 (1) 開示請求をしようとする者の氏名（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(2) 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 略

10 第7条（公文書の開示義務）

実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1)から(5)まで 略

15 (6) 本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 略

20 イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウからオまで 略

25 (7) 市の機関と市の機関以外のものとの間における協議、依頼等により実施機関の職員が作成し、又は取得した情報であって、公にすることにより、市の機関と関係当事者との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれが

あるもの

第8条（部分開示）

1 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 略

第11条（開示請求に対する措置）

10 1 略

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

15 3 実施機関は、前2項の場合において、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項の規定による通知に当該決定の理由（当該決定の理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、当該決定の理由及び当該期日）を併せて通知しなければならない。

20 第15条（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

1 実施機関は、開示請求に係る公文書に本市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（以下この条、第20条及び第21条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 及び 3 略

以上

これは正本である。
令和2年8月5日
山口地方裁判所
裁判所書記官 間野 裕之

